

## 平成30年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月25日(金) 午前10時から10時16分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第6号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」  
に関する件

第4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	逸見雅彦

## 7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、町田恒夫委員、6番、今井健司委員のご両名をお願いいたします。続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第6号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に関する件並びに議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件の2件でございます。会期は本日1日間にしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第6号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に関する件を議題といたします。

議案第6号につきまして事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第6号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律第7条第1項におきまして、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標、及び、その方法について指針を定めるように努めなければならない」と規定されているため、提案するものでございます。

続きまして、この指針の内容についてご説明いたします。詳しい内容につきましては、5月1日に開催されました、この指針に係る検討会におきまして説明が行われておりますので、指針の概要をここでは申し上げます。

資料の1ページ目をごらんください。この指針は、横瀬町における農地

利用に係る将来ビジョンを描くもので、第1では、その基本的な考え方を、第2では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、第3では新規参入の促進、これら3点について、具体的な目標と推進方法を掲げているといった内容になっております。

なお、この指針につきましては、議決していただいた後には、農業委員会等に関する法律第7条3項及び第37条の規定によりまして、インターネットによる町のホームページ等において、これを公表することにいたします。

以上で議案第6号について、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、農地利用最適化推進委員に意見を伺います。農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、この指針を定めようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないと規定されております。

この指針について、推進委員のご意見をお伺いしたいと思います。どなたか。

村越推進委員。

村越推進委員 横瀬町農地利用最適化推進委員の村越聡です。横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、推進委員を代表して意見を述べさせていただきます。

ここに書かれているとおりであり、問題はないと思われます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長 ただいま村越推進委員から意見を述べられましたけれども、代表ということでございます。他の2名の方のご意見はございませんね。

〔「はい」〕

議長 意見なしと認めます。

それでは、質疑を省略して、直ちに採決に移ります。

お諮りいたします。上程中の議案第6号につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成でございます。

よって、議案第6号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、承認いたされました。

日程第4、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号の農地の地番は、議案書の地番の欄にごございます1筆で、台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積は309平方メートルです。譲受人は、議案書にごございますとおり横瀬町内に在住の方で、譲渡人も同じく横瀬町内に在住の方です。申請理由は住宅用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚めくっていただきまして、案内図1で場所についてご説明いたします。この地図の中央に赤く塗ってある場所がございます。具体的な場所ですが、苧米第5区にあります県営住宅から北東に約200メートルのところが今回の申請地になります。この農地について、今回使用貸借権の設定を行い、住宅用地に転用したいという申請でございます。農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、昨年10月に行われました農政総合推進協議会におきまして、農振農用地区域から除外すると判断され、その後の手続きを経まして、ことしの1月に農用地区域からの除外がされております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上で事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第7号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る23日、補助農業委員の町田委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。現地は、事務局の説明があつたとおり、第5区にありまして、申請地の南側は町道が走っています。南北にも町道、裏は住宅の入り口となっております。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いします。

4番。

町田委員 補助委員の町田でございます。補足説明をさせていただきます。

ただいま平沼最適化推進委員さんからの説明のとおり、ほかの隣接の農地等の影響は全くないものと、こんなふうを考えておりました、またさらに生活雑排水等も、その辺のところも問題ありませんので、皆さんでご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 以上で担当委員、推進委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 基本的なことでお伺いをしたいと思います。

この案件につきましては、土地所有者が4条申請をするという選択肢もあったかと思えますけれども、あえて5条申請で申請をしたという、そういった理由について、もし調査をした範囲内でわかれば教えていただきたいと思えます。

議長 事務局。

事務局 ただいまの7番委員さんのご質問にお答えいたします。

4条申請する選択肢もあったというご質問でございましたが、こちらにつきましては土地を借りる方が、土地所有者の奥さんでございまして、夫の土地を利用して家を建てたいという意向でございました。そういうことで、個人的な部分もございまして、事務局としては、それ以上の部分につきましてはお聞きしておりません。

以上でございます。

議長 7番さん、よろしいですか。

他にございませんか。ございませんね。

〔なし〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第7号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成でございます。

よって、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定

いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前10時16分)